

## 堺市指定管理者評価表

( 評価対象期間： 令和6年4月1日 から 令和7年3月31日 まで )

## 1 基本情報

(1) 公の施設の名称	
堺市立文化館	
(2) 施設の設置目的	
市民に美術作品等の鑑賞の機会及び発表の場を提供し、もって市民の芸術文化の振興に寄与するため	
(3) 所管部局	
文化観光局 文化国際部 文化課	
(4) 指定管理者名	
公益財団法人堺市文化振興財団	
(5) 指定期間	
令和 6 年 4 月 1 日 から 令和 11 年 3 月 31 日 まで ( 5 年間 )	
(6) 主な事業	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 貸館業務をはじめとする施設の管理運営に関すること</li> <li>・ 施設設備の維持及び修繕等、保守管理に関すること</li> <li>・ 消防訓練や避難経路の確保を行い緊急時の対応に備えること</li> <li>・ 市から貸与を受けた備品を適切に管理すること</li> <li>・ 利用者の意見を管理運営に反映させるため、アンケート等による意見聴取を行うこと</li> <li>・ 企画展の開催、作品等の活用、適正な整理・保管及び調査・研究等を行うこと</li> </ul>	
(7) 施設分類	(8) 有料施設の有無
文化・教育施設	有 (利用料金制)
(9) 開場時間	(10) 休館日
堺アルフォンス・ミュシャ館 9時30分から17時15分まで ギャラリー 9時30分から19時00分まで	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 月曜日 (休日の場合は開館)</li> <li>・ 休日の翌日 (翌日が土曜・日曜日、休日の場合は開館)</li> <li>・ 毎年12月29日から1月4日</li> <li>・ 展示替期間</li> </ul>
(11) 選定方法(公募・非公募の別)	
公募	

次頁以降の各管理運営状況の取組評価については、以下の評価基準により評価を行う。

評価基準	a	要求水準を上回り、優れた管理運営がなされている
	b	要求水準を満たしており、適正に管理運営がなされている
	c	要求水準を下回る管理運営がなされている
	d	要求水準を大幅に下回る管理運営がなされている

## 2 管理運営状況

## (1) 適正な管理運営の確保

## ア 取組評価

	指定管理者	市
市民の平等利用や日常の事故防止、当該業務において回避しなければならないリスクに対して、回避するための具体的な方策を講じているか。	a	b
防犯、事件事故及び災害の発生時又は発生に備えた対応が適切であったか。	a	b
利用者の個人情報の取扱いや情報管理体制は適切であったか。	a	b
仕様書等で定めている人員配置(障害者、高齢者等)は、適切に為されているか。	b	b
人材育成の方針や研修計画等に基づいて、職員の資質や能力の向上を図るために必要な研修を適切に実施していたか。	a	b
施設の設備、器具備品は、適切に管理していたか。また保守点検や法定点検は、適切に実施していたか。	a	b
施設の設置目的や市が定める各種計画等に則って施設の管理運営が適切に行われたか。また、施設を最大限活用して、設置目的に沿った成果を得られたか。	a	a
利用者への情報提供、広報が適切に行われているか。また効果があったか。	b	a

## イ 評価に関する所見・特記事項

指定管理者	市
<ul style="list-style-type: none"> <li>各種のリスクヘッジ、管理及び職員の資質向上に関しては、研修・訓練や日常の業務対応を通じ遺漏が無いよう万全の対応体制を構築している。</li> <li>ミュージアムでは、観覧者の満足度の高さ、観覧者数の安定的獲得、鑑賞教育活動の積極的展開に見られるように設置目的に合致した成果を挙げている。また、SNSでの発信活動など広域に向けての広報にも力点を置いて活動している。</li> <li>ギャラリー貸室利用については広報活動の効果が現れていないため一層の改善を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ミュージアムにおいては、年間3回の企画展を実施し、SNS発信やデジタルサイネージの掲出など、広報活動に積極的に取り組んでいる点が評価できる。</li> <li>ギャラリーにおいては、事前準備の支援や主催者コメントの掲載など、サービスの充実を図り、利用者満足度の高い運営に努めている。</li> <li>ホームページの更新を適宜行い、企画展や自主事業のPRに努めている。</li> </ul>

## (2) 利用者サービスの向上

## ア 利用状況

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
指定管理者名	公益財団法人堺市文化振興財団	公益財団法人堺市文化振興財団	公益財団法人堺市文化振興財団
利用者数(単位:人)	52,824	49,222	48,896
稼働率(単位:%)	47.6	44.5	40.8
利用者満足度(単位:%)	99.1	99.3	99.4

## イ 取組評価

	指定管理者	市
利用者が利用者しやすい料金の設定や利用区分になっているか。	a	b
利用者アンケート等の結果、施設利用者の満足が得られていると言えるか。	a	a
利用者からの苦情、要望への対応が適切に行われ、また、利用者の意見を施設運営やサービスに反映させる取組がなされたか。	a	a
自主事業の実施など施設の設置目的の範囲内で、サービスの質を維持・向上するための具体的な取組がなされたか。	a	b

## ウ 評価に関する所見・特記事項

指定管理者	市
<ul style="list-style-type: none"> <li>ギャラリー利用者、ミュージアム観覧者ともに100%に近い満足度を獲得している。</li> <li>アンケートの自由記入部分での細かな意見や要望も常に反芻・反映できるよう職員間での共有を行い業務改善の糧と認識し活用・対処している。</li> <li>ワークショップ・講演会・ショップ運営などいずれもサービスの質の高さには高評価を獲得できている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>利用者数、稼働率ともに令和5年度より減少しているが、利用者満足度については高水準を維持している。</li> <li>現在も利用者アンケートで収集した意見ををもとに適宜改善を図っているが、今後も即時対応が可能な要望については積極的に対応し、安定した利用者サービスの提供に努めてほしい。</li> <li>ワークショップや講演会など、利用者ニーズに沿った自主事業を実施している。</li> </ul>

## 2 管理運営状況

## (3) 収支

## ア 収支状況

(単位:円)

■指定管理業務		令和4年度	令和5年度	令和6年度	【参考】 令和6年度(予算)
指定管理者名		公益財団法人堺市文化振興財団	公益財団法人堺市文化振興財団	公益財団法人堺市文化振興財団	公益財団法人堺市文化振興財団
収入	指定管理料	81,183,900	81,193,784	69,951,000	69,951,000
	利用料金	15,771,480	14,802,910	11,668,340	15,590,000
	負担金	0	0	0	0
	その他	5,974,594	1,273,330	3,074,252	3,143,000
	合計	102,929,974	97,270,024	84,693,592	88,684,000
支出	人件費	32,691,218	33,585,316	33,240,494	32,330,000
	委託料	36,431,880	38,292,295	26,591,048	27,641,000
	総支出額に占める委託料の割合	38.0%	38.5%	30.0%	31.2%
	修繕費	496,100	126,500	1,002,100	1,000,000
	光熱水費	7,744,803	7,874,631	7,776,308	8,000,000
	その他	18,471,856	19,469,289	20,080,026	19,713,000
	合計	95,835,857	99,348,031	88,689,976	88,684,000
収支差額		7,094,117	-2,078,007	-3,996,384	0
(市への納付金の額)		0	0	0	0

## ■自主事業 (有)

(単位:円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	【参考】 令和6年度(予算)
収入	4,722,153	5,221,256	7,522,617	7,528,000
支出	9,372,689	6,308,158	8,187,712	7,431,000
収支差額	-4,650,536	-1,086,902	-665,095	97,000
(市への納付金の額)	0	0	0	0

## イ 取組評価

	指定管理者	市
施設の管理運営に関し、経費を縮減するための十分な取組が図られているか。	b	b
収入を増加するための具体的な取り組みがなされ、その効果があったか。	a	b
当初の収支計画どおりに適切、適正に予算執行がなされているか。	a	b
経理事務は適正に行われているか。	a	b

## ウ 評価に関する所見・特記事項

指定管理者	市
<ul style="list-style-type: none"> <li>・美術輸送費や展示作業人件費をはじめとする経費の急騰に対して、従来からの縮減策では追いつかず、管理・運営の質を維持に重点を置いたため思い切った縮減を図れなかった。</li> <li>・指定管理業では助成金の獲得による増収を図った。</li> <li>・自主事業ではショップ商品の販売促進など増収策を講じた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ミュシャ館は観覧者数の減少、ギャラリーは利用者数の減少の影響で利用料金が減少している。</li> <li>・年間を通じた光熱水費の節約や展示に係るコスト軽減のため、過去に制作したパネルを再利用することで、支出の抑制に努めている。</li> </ul>

## 3 目標管理、総合評価

## (1) 目標管理

## ア 市が仕様書で定める目標の達成状況

## ■ 適正な管理運営の確保

指標	目標	実績
堺 アルフォンス・ミュシャ館の展示	3回以上	企画展3回開催

## ■ 利用者サービスの向上

指標	目標	実績
来館者数	ギャラリー利用者: 3.2万人以上 ミュシャ館観覧者: 2.1万人以上	ギャラリー利用者: 30,298人 ミュシャ館観覧者: 18,598人
稼働率	ギャラリー稼働率:60%以上	ギャラリー稼働率:40.8%
満足度	ギャラリー利用者: 90%以上 ミュシャ館観覧者: 90%以上	ギャラリー利用者:100% ミュシャ館観覧者:99.6%
ホームページアクセス数	56.6万件以上	30.4万件

## ■ 収支

指標	目標	実績
料金収入	ギャラリー利用料: 620万円以上 ミュシャ館観覧料: 680万円以上	ギャラリー利用料: 5,418,670円 ミュシャ館観覧料: 6,249,670円

## イ 実績に関する所見・特記事項

指定管理者	市
<ul style="list-style-type: none"> <li>来館者数ではギャラリー利用者、ミュシャ館観覧者ともに目標を2000人程度下回った。SNS等無償の広報活動を積極的に展開したが、経費縮減を意識した有償広告削減など後押しの広報活動の強化が弱かったと想定している。また、話題性の高い情報の構築が十分で無かった点もあり、パブリシティ獲得などの広報強化策の事前構築ができなかつた点も反省材料である。</li> <li>ギャラリーの利用促進においては、稼働率が向上しておらず、施設が利用できる要件の見直しや、利用者層の拡大に取り組む必要があると考える。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ミュシャ館においては、来館者数及び利用料金収入は目標未達となったものの、話題性と独自性のあるテーマによる企画展を年間3回実施し、展示手法や装飾、連動する自主事業を通じて企画内容の刷新を図った結果、高い満足度を得ている点は評価に値するものである。</li> <li>ギャラリーにおいては、継続利用団体の解散や利用者数の減少により、来館者数及び稼働率が目標を下回る結果となった。</li> </ul>

## (2) 総合評価

目標の達成状況のほか、管理運営状況も含め、以下の評価基準により総合的に評価を行う。

評価	指定管理者	所管課
	B	B
評価の理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>管理運営における質の評価は、アンケート結果が示すとおり高水準を維持できている。また、状態の維持及びさらなる改良に向けて業務推進中である。</li> <li>各来館者数の目標到達率は90%前後であるものの収入面への影響を考慮すると対処策が弱かった。</li> <li>稼働率の改善が十分ではなく、この点に置いて、SNSの重用やパブリシティ活動などでの広報活動への注力、サークル活動者への利用アプローチなど、利用促進に向けた各種方策の改善努力が必要と考える。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>来館者数や稼働率については目標を下回る結果となったが、ミュシャ館及びギャラリーにおいては、利用者視点に立った企画展の展開や、利用者とのコミュニケーションを徹底したことにより、満足度は非常に高い水準を維持しており、評価に値するものである。</li> <li>未達成項目に関して、ミュシャ館は広報活動の強化や展示構成の深化により、観覧者数及び利用料金収入の増加を図られたい。ギャラリーは、新たな利用者層の開拓を目的として、教育機関や団体への営業活動を展開し、稼働率の向上をめざしてほしい。ホームページのアクセス数についても、コンテンツの充実や更新頻度の向上を通じて、利用者にとって魅力的かつ有益な情報を提供し、効果的な情報発信の取組を進められたい。</li> </ul>

評価基準	A 仕様書で求める目標や水準を上回る管理運営がなされ、優良であるもの
	B 概ね仕様書で求める目標や水準どおり(80~100%)の管理運営がなされ、適正であるもの
	C 管理運営が仕様書で求める目標や水準を下回っており、努力が必要であるもの
	D 管理運営が適切に行われたとは認められず、改善が必要であるもの